

## 家電リサイクル法の施行状況について

(参考) 特定家庭用機器再商品化法について	1
1. 家電 4 品目の引取状況	6
2. 再商品化実績	11
3. 家電 4 品目の使用年数の変化	15
4. 家電製品のリユースの実態	16
5. 家電 4 品目の不法投棄	18
6. 市区町村における家電リサイクル法への取組み状況	30
7. 離島における収集・運搬	39
8. 家電リサイクル券の現状	41
9. 家電リサイクル法違反・事故	44
10. 普及啓発・調査	46
11. 3R 及び環境配慮設計の進捗	49
12. ビジネスモデルの変化	51

平成 14 年 10 月 25 日

経済産業省

環境省

# 特定家庭用機器再商品化法について (家電リサイクル法)

経 済 産 業 省  
環 境 省

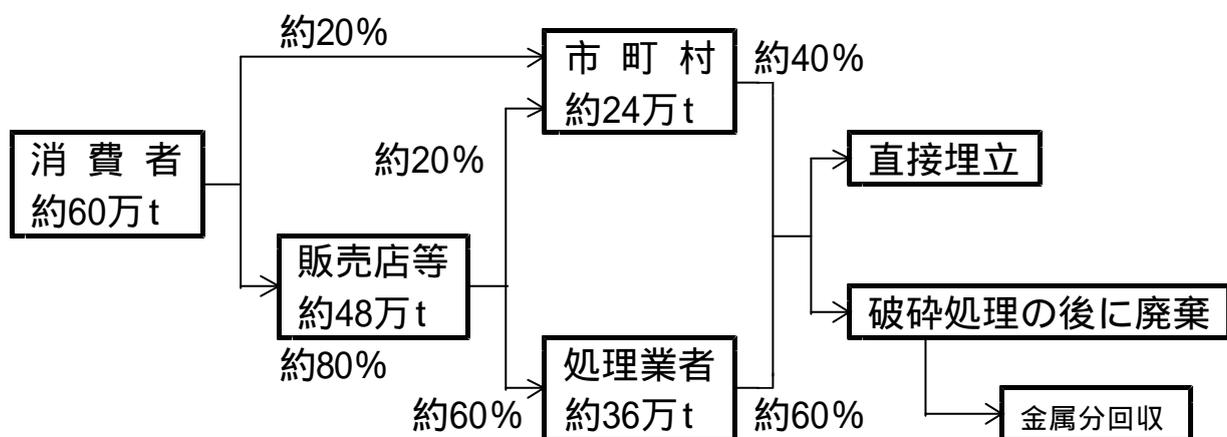
## ．法律制定の趣旨

1．法施行前、一般家庭から排出される家電製品は、約8割は小売業者によって、約2割は直接市町村によって回収。

その後は、おおよそその半分は直接埋め立てされるほか、残りは、破碎処理されるが、一部金属分の回収が行われている場合があるものの、そのほとんどは廃棄されていた。

(注：この破碎処理された廃棄物(シュレッダーダスト)については、埋め立て地が非常に逼迫)

### 法施行前の家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)の処理の流れ



2．このため、廃棄物の減量と有用な部品・素材の再商品化等を図り、循環型経済社会を実現していくため、家電製品等の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを構築することが緊急の課題であった。

これによって、省資源・省エネの推進に寄与するとともに、技術開発等を通じ、環境関連産業の発展にも貢献。

## ．法律の概要

### 1．目的

小売業者、製造業者等による家電製品等の廃棄物の収集、再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 2．対象機器

家電製品を中心とする家庭用機器から、市町村等による再商品化等が困難であり、再商品化等をする必要性が特に高く、設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響があり、配送品であることから小売業者による収集が合理的であるものを対象機器として政令で指定する。

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、上記の4条件を満たすことから、平成10年12月にこれら4品目を当初の対象機器として指定した。

### 3．「再商品化等」の定義

- (1) 対象機器の廃棄物から部品及び材料を分離し、これを製品の原材料又は部品として利用すること
- (2) 対象機器の廃棄物から部品及び材料を分離し、これを燃料として利用すること

### 4．基本方針の策定

対象機器の廃棄物の収集、再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定め、公表する（経済産業大臣及び環境大臣）。

### 5．関係者の役割

#### (1) 製造業者及び輸入業者（製造業者等）

##### 引取り義務

製造業者等は、予め指定した引取場所において、自らが製造等した対象機器の廃棄物の引取りを求められたときは、それを引き取る。

引取場所については、対象機器の廃棄物の再商品化等が能率的に行われ、小売業者・市町村からの円滑な引渡しが確保されるよう適正に配置する。

##### 再商品化等実施義務

製造業者等は、引き取った対象機器の廃棄物について、少なくとも以下の基準以上の再商品化等（3(1)の部品・材料のリサイクルのみ。3(2)の熱回収は当初は含まれない。）を実施する。

エアコン	60%以上	冷蔵庫	50%以上
テレビ	55%以上	洗濯機	50%以上

また、製造業者等は、再商品化等の実施の際に、エアコンと冷蔵庫に含まれる冷媒用フロン・代替フロンを回収して、再利用又は破壊を行う。

## (2) 小売業者

### 引取り義務

小売業者は、次に掲げる場合において、対象機器の廃棄物を引き取る。

ア．自らが過去に小売販売をした対象機器の廃棄物の引取りを求められたとき

イ．対象機器の小売販売に際し、同種の対象機器の廃棄物の引取りを求められたとき

### 引渡し義務

小売業者は、対象機器の廃棄物を引き取ったときは、中古品として再利用する場合を除き、その対象機器の製造業者等(それが明らかでない時は指定法人)に引き渡す。

## (3) 消費者

消費者は、対象機器の廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう小売業者等に適切に引き渡し、収集・再商品化等に関する料金の支払いに応ずる等本法に定める措置に協力する。

## (4) 市町村

市町村は、その収集した対象機器の廃棄物を製造業者等（又は指定法人）に引き渡すことができる。

（但し、自ら再商品化等を行うことも可能。）

## 6. 費用請求

製造業者等は、対象機器の廃棄物を引き取るときは、引取りを求めた者に対し、その対象機器の廃棄物の再商品化等に関する料金を請求することができる。

当該料金の額は、再商品化等を能率的に実施した場合の適正原価を上回るものであってはならない。また、料金の設定に当たっては、排出者の対象機器の廃棄物の適正な排出を妨げることのないよう配慮しなければならない。

小売業者は、対象機器の廃棄物を引き取るときは、中古品として再利用する場合を除き、排出者に対しその対象機器の廃棄物の収集及び製造業者等による再商品化等に関する料金を請求することができる。

事業者による料金の公表及び国による適切な情報提供、不当な請求をしている事業者に対する是正勧告・命令・罰則の措置を講ずる。

## 7. その他

### (1) 管理票（マニフェスト）制度

管理票を発行し、製造業者等までの対象機器の廃棄物の確実な運搬を確保するための措置を講ずる。

### (2) 指定法人

指定法人を指定し、製造業者等の倒産等により義務者が明らかでない場合又は 中小規模の製造業者及び輸入業者の委託による場合に、対象機器の廃棄物の再商品化等を実施する、対象機器の廃棄物の製造業者等への引渡しに支障が生じている地域の市町村又はその住民からの求めに応じ対象機器の廃棄物を製造業者等に引き渡す等の業務を実施する。

### (3) 製造業者等及び小売業者への監督（罰則等）

製造業者等及び小売業者による業務履行を確保するため、対象機器の廃棄物の引取り、再商品化等の義務に違反する場合の勧告・命令・罰則、報告徴収・立入検査等所要の監督を行う。

### (4) 廃棄物処理法との関係

廃棄物処理法に基づき、対象機器の廃棄物の再商品化等の工程において生活環境保全上支障が生じないように措置を講ずる。また、対象機器の廃棄物の再商品化等の円滑な実施を図るため、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可について特例措置を講ずる。

## 8. 施行時期及び再検討

(1) 本法律は平成10年12月1日に部分施行され、本格施行（製造業者等及び小売業者への義務付け）は準備期間を置き、平成13年4月1日に行われた。

(2) 本法律の本格施行後5年経過後、制度全般について再検討する。

# 家電リサイクルの流れ

排出

## 排出者

(全国44百万世帯、1.8千万台/年(4品目))

適正な引渡し

収集・再商品化等に関する費用の支払い

収集・運搬

## 引取義務

自らが過去に小売りした対象機器  
買換えの際に引取りを求められた対象機器

## 小売業者

家電販売店8万店(うち大型店0.55万店)

引渡し義務

市町村等

## 指定引取場所

再商品化等

指定引取場所190箇所ずつ  
再商品化工場40箇所

## 引取義務

義務者不存在等  
中小業者の委託

自らが過去に製造・輸入した対象機器

指定  
法人

製造業者  
輸入業者

リサイクル料金  
(大手家電メーカー)  
エアコン:3,500円  
テレビ:2,700円  
冷蔵庫:4,600円  
洗濯機:2,400円

市町村等

再商品化等基準に従った再商品化等実施義務

管理票  
(マニフェスト)  
制度による確実  
な運搬の確保

交付・回付

実施状況の  
監視

## 1. 家電4品目の引取状況

### (1) 概況

昨年（平成13年）4月1日に本格施行を迎えた家電リサイクル法は、小売店における廃家電の引取り、製造業者等の指定引取場所における廃家電の引取り、製造業者等のリサイクル施設におけるリサイクルの実施等に関し、概ね順調に施行初年度を終えた。

### (2) 引取の状況（詳細：別紙1-1参照）

平成13年4月～平成14年3月の施行初年度に、全国の指定引取場所が引取った廃家電4品目は、合計約855万台。

平成14年9月に全国の指定引取場所が引き取った廃家電4品目は、合計約81万台（前年同月比11万台増）であった。

平成14年4月～9月に指定引取場所が引き取った廃家電4品目は、合計約571万台（前年同期比122万台増）であった。

### (3) 家電リサイクルプラントの状況（詳細：別紙1-1及び1-2参照）

平成13年度において、指定引取場所から全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電4品目は、合計約837万台。

平成14年9月に指定引取場所等から全国のリサイクルプラントに搬入された廃家電4品目は、合計約85万台（前年同月比12万台増）であった。

平成14年4月～9月にリサイクルプランに搬入された廃家電4品目は、合計約571万台（前年同期比139万台増）であった。

家電リサイクルプラントは現在40プラント（法施行後、3プラント増加）。これらのプラントにおいては、新たに約1,700人の雇用が発生。

### (4) 初年度引取状況の評価

家電4品目が年間に使用済みとなる量（排出）は、平年度で約1,800万台程度と推定されている。

(ア) 家電リサイクル法の施行直前の販売増（いわゆる駆け込み需要）に伴い、平成13年4月以降、しばらく販売が停滞したこと、(イ) 平成13年秋以降は不況の影響で販売が減少したこと等から、平成13年度の家電4品目の国内出荷台数は、対前年度比91.4%となった。この結果、買い替えが主である家電4品目の排出量も、約1割程度減少したと考えられる。

また、従前より、排出される廃家電の約3割程度が海外輸出を含めリユースされていると考えられる。

(参考) 使用済み家電4品目の最終状況の推計

廃棄物として 処理・処分	中古品として 国内販売	中古品として 海外輸出	合計
70.8%	4.9%	24.3%	100%

(平成12年度通商産業省調査)

さらに、平成13年4月については、排出家庭から指定引取場所までの運搬に時間を要し、実質稼働が半月であった。

これらを勘案すると、平成13年度における引取られる可能性があった数量は、約1,100万台程度と推定される。平成13年度の引取台数855万台との差分は、家電リサイクル法の施行に伴う使用年数の長期化(本資料3参照)や、中古市場の拡大(本資料4参照)等によるものではないかと考えられる。なお、不法投棄の台数は、13万台程度である。

以上から、施行初年度の引取台数855万台は、法が概ね順調に施行された結果であると考えられる。

#### (5) 平成14年度上半期の引取状況

本年度上半期に指定引取場所で引き取られた廃家電は、合計571万台で、前年同期(449万台)比27%増加している。

排出家庭から指定引取場所までの運搬に時間を要することから、実質稼働半月であった平成13年4月の実績に50万台を加えて、平年度ベースに引き直したとしても、本年度の引取実績は、去年同期比14.4%増である。

他方、この間の販売数量は、対前年度比減少となったエアコンを除いて、数量ベースで10%前後の伸びではないかということであり、合計で数%の増加であった可能性が高い。

家電4品目の排出は、主として買い替えに伴うことから、仮に、上記の14.4%増と、上記の数%増を比較した場合でも、(引取台数の伸び) > (販売台数の伸び) が読み取れ、本年度上半期の引取実績には、販売台数の対前年同期比増加の効果に加え、家電リサイクル制度が定着し、関係者が習熟した効果が表れているのではないかと考えられる。

**家電リサイクル法施行状況**

(指定引取場所、リサイクルプラントにおける引取台数)

**全国の指定引取場所における引取台数(4品目合計)**  
(単位:千台)

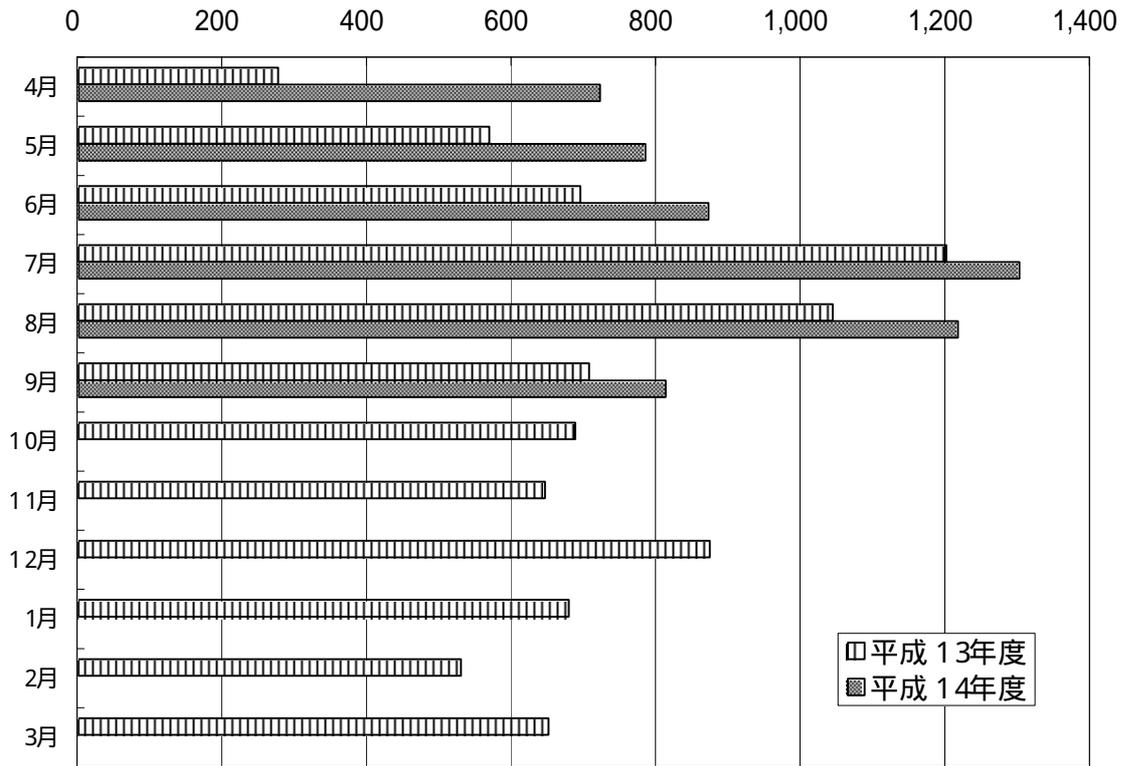
	平成13年度	平成14年度
4月	276	721
5月	568	784
6月	694	871
7月	1,200	1,301
8月	1,043	1,216
9月	706	812
10月	687	
11月	645	
12月	873	
1月	678	
2月	529	
3月	650	
年度合計	8,549	5,705

**全国のリサイクルプラントにおける引取台数(4品目合計)**  
(単位:千台)

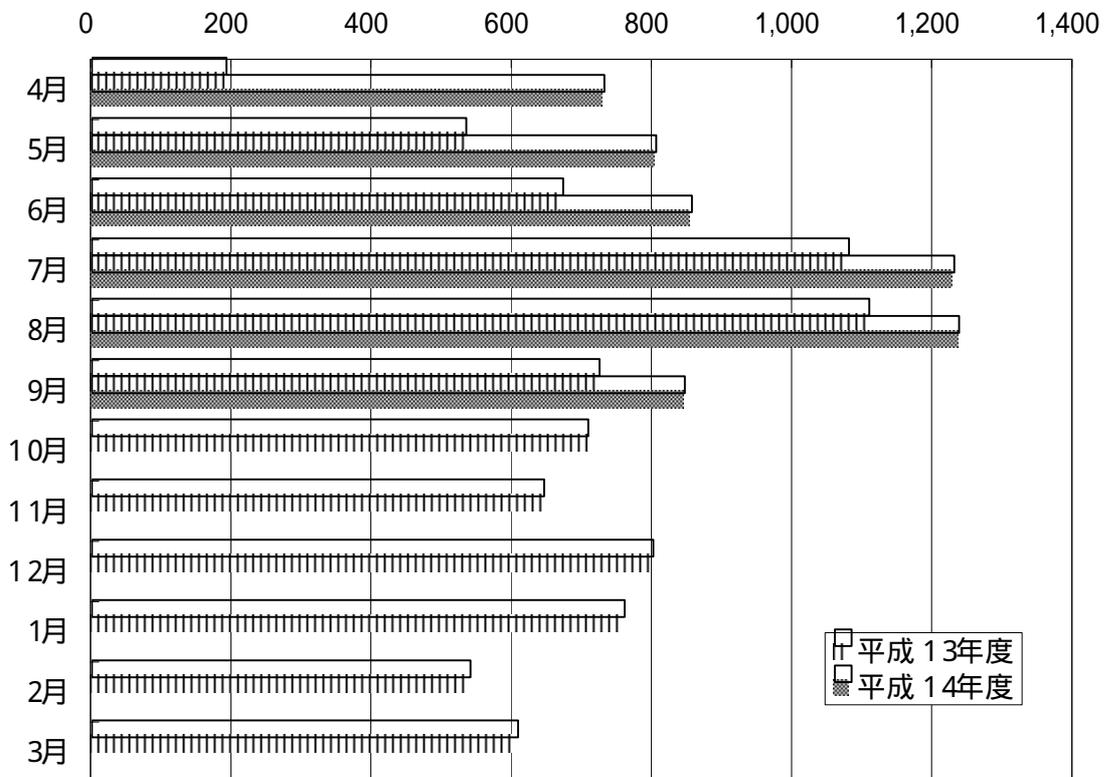
	平成13年度	平成14年度
4月	192	731
5月	534	805
6月	672	856
7月	1,080	1,230
8月	1,109	1,237
9月	724	846
10月	708	
11月	645	
12月	801	
1月	760	
2月	540	
3月	608	
年度合計	8,373	5,705

いずれも暫定集計値で今後修正があり得る。

全国の指定引取場所における月毎の引取台数（4品目合計）



全国のリサイクルプラントにおける月毎の引取台数（4品目合計）



## 家電リサイクルプラント一覧

平成14年10月現在

委託先名	施設所在地	
北海道エコリサイクルシステムズ(株)	北海道苫小牧市	1
(株)鈴木商会 発寒事業所	北海道札幌市	2
(株)鈴木商会 石狩工場	北海道石狩市	3
東京鉄鋼(株) 八戸事業所	青森県八戸市	4
(株)エコリサイクル	秋田県大館市	5
東日本リサイクルシステムズ(株)	宮城県鶯沢町	6
中田屋(株) 伊勢崎工場	群馬県伊勢崎市	7
那須中田屋(株) 那須事業所	栃木県大田原市	8
(株)関東エコリサイクル	栃木県大平町	9
中田屋(株) 加須工場	埼玉県加須市	10
(株)ハイパーサイクルシステムズ	千葉県市川市	11
中田屋(株) 千葉工場	千葉県市原市	12
フェニックスメタル(株) 市原事業所	千葉県市原市	13
東京エコリサイクル(株)	東京都江東区	14
(株)テルム	神奈川県横浜市	15
エヌケーケートリニケンス(株)	神奈川県川崎市	16
中田屋(株) 富士工場	静岡県富士市	17
(株)富士エコサイクル	静岡県富士宮市	18
(株)豊和商事 三条支店	新潟県南蒲原郡栄町	19
(株)豊和商事 本社	新潟県長岡市	20
ハリタ金属(株)	富山県西砺波郡福岡町	21
グリーンサイクル(株)	愛知県名古屋市中	22
豊田メタル(株)	愛知県半田市	23
トーエイ(株)	愛知県知多郡東浦町	24
(株)ハイパーサイクルシステムズ京都分工場	京都府長岡京市	25
サニーメタル(株)	大阪府大阪市	26
関西リサイクルシステムズ(株)	大阪府枚方市	27
(株)松下エコテクノロジーセンター	兵庫県加東郡社町	28
(株)アール・ビー・エヌ	兵庫県姫路市	29
平林金属(株) 港工場	岡山県岡山市	30
平林金属(株) 御津工場	岡山県御津郡御津町	31
九州メタル産業(株)	福岡県北九州市	32
西日本家電リサイクル(株)	福岡県北九州市	33
熊本新明産業(株)	熊本県熊本市	34
アクトビーリサイクリング(株)	熊本県水俣市	35
太信鉄源(株)	宮崎県宮崎市	36
(株)荒川商店	鹿児島県鹿児島市	37
(株)拓琉金属	沖縄県浦添市	38
(株)拓琉リサイクル研究センター	沖縄県沖縄市	39
拓南商事(株)	沖縄県具志川市	40

家電リサイクル法施行後上記プラントにおいて新たに発生した雇用者数  
 常勤(正規)職員 約600人 非常勤職員(含む派遣職員) 約1,100人  
 合計 約1,700人

## 2.再商品化実績

- ( 1 ) 昨年 ( 平成 1 3 年 ) 4 月 1 日に本格施行された家電リサイクル法は、小売店における廃家電の引取り、製造業者等の指定引取場所における廃家電の引取り、製造業者等のリサイクル施設におけるリサイクルの実施等に関し、概ね順調に施行初年度を終えました。
- ( 2 ) 平成 1 3 年 4 月から平成 1 4 年 3 月の施行初年度に、全国の指定引取場所が引取った廃家電 4 品目は、合計約 8 5 5 万台。このうち、指定引取場所から全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電 4 品目は、合計約 8 3 7 万台でした。
- ( 3 ) これら家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は、リサイクル処理され、鉄、銅、アルミニウム、ガラス等が有価物として再商品化されました。また、エアコンや冷蔵庫に冷媒として用いられているフロン類も回収され、破壊されました。
- ( 4 ) これら施行初年度のリサイクルの実績等は、各家電メーカーにより、ホームページ等を通じて公表されています。(別紙 2 - 1 : 各家電メーカー URL 一覧)。
- ( 5 ) また、各家電メーカーからの公表に伴い、(財)家電製品協会からも、ホームページ ( URL : <http://www.aeha.or.jp/ehframe.htm> ) を通じ、我が国における家電リサイクル法施行初年度のリサイクルの実績等をとりまとめた資料が公表されています ( 別紙 2 - 2 ) 。
- ( 6 ) なお、冷媒フロン回収・破壊の詳細は別紙 2 - 3 のとおりです。